

政令第四十三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和三年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

別表第三号中「幌萌町」を「幌萌町」に改め、同表中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第七十一号までを二号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、第七十二号の二を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十四号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九地区の項中「第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号」を「第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号」に改め、同表第十地区の項中「第五十五号まで及び第七十号」を「第五十四号まで及び第六十八号」に改め、同表第十一地区の項中「第七十二号及び第七十二号の二」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同表第十二地区の項中「第七十五号」を「第七十四号」に改める。

理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、下松地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。